適合証明業務約款

(趣旨

第1条 この適合証明業務約款(以下「業務約款」という。)は、申請者(以下「甲」という。)が建設又は購入する独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」という。)の証券化事業(フラット35)に係る住宅、又は甲が建設する機構のまちづくり融資(賃貸住宅を除く。)に係る住宅、賃貸住宅融資等(賃貸住宅融資高齢者対応)又はまちづくり融資(賃貸住宅融資))に係る賃貸住宅、あるいは甲が改良工事を行う機構のリフォーム融資(耐震リフォム又はバリアフリーリフォーム)に係る住宅の適合証明業務を株式会社都市建築確認センター(以下「乙」という。)が、受託するに際し、乙が別に定めた適合証明業務規程(以下「業務規程」という。)、適合証明業務手数料規程(以下「手数料規程」という。)及び引受承諾書に基づき、適合証明業務を引受け、契約することについての必要な事項を定める。

(青務)

第2条 甲及び乙は、独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準を遵守し、乙の定めた業務約款、業務規程及び手数料規程に基づいて契約したことを、誠意をもって履行しなければならない。

- 2 甲並びに乙は、適合証明業務を遂行するにあたり、次に掲げるそれぞれの責務を遵守しなければならない。
- (1) 甲の責務
- 1)甲は手数料規程に定められた額を第4条に規定した期日までに、第5条に規定した方法により支払わなければならない。
- 2)甲は乙が引き受けた適合証明業務の遂行に必要な範囲内において、遅滞なくかつ正確に乙に情報を提供しなければならない。
- 3)甲は乙が適合証明業務を遂行するにあたり、適合証明業務遂行上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。

(2) 乙の青務

- 1) 乙は第3条に規定された期日までに、引受けた適合証明業務を行わなければならない。
- 2) 乙は、甲から乙の適合証明業務の内容、進捗状況及びその他について説明を求められたときは、誠意をもって対応しなければならない。
- 3 甲が、前項第1号に定める甲の責務2)から3)に掲げる責務を怠ったとき、その他乙の責に帰すことができない事由により、業務期日までに業務を終えることができないときは、乙は、甲にその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合、甲と乙が協議の上必要と認められる期日の変更その他を決定する。

(業務期日)

第3条 乙の業務期日は、引受承諾書に定める日とする。

(手数料の支払期日)

第4条 甲の支払期日は、引受承諾書に定める業務期日の前日までとする。

(手数料の支払方法)

第5条 甲は、手数料を、前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。ただし、 緊急を要する場合は、協議の上、別の収納方法によることができる。

(甲の解除権)

第6条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知し、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく、第2条第1項及び第2項第2号の乙の責務を遵守しないとき。
- (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき。
- 2 甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料を既に支払っているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、 甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責に任じないものとする。
- 4 第1項の契約解除の場合、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。
- 6 第2項の契約解除の場合、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第7条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知し、この契約を解除することができる。

- (1)甲が、正当な理由なく、第2条第1項及び第2項第1号の甲の責務を遵守しないとき。
- (2)甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき。
- 2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料を既に受け取っているときは、これを甲に返還せず、また当該手数料をいまだ受け取っていないときは、これの支払を甲に請求することができる。

また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(雷子申請)

第8条 甲の設計検査申請、中間現場検査申請、竣工現場検査申請・適合証明申請(以下「設計検査申請等」という。) が、電子申請の方法により行われた場合においては、乙は、次の各号について、電子情報処理組織にて交付を行う。ただし、甲乙協議の上で、交付方法について、別途定めることができる。

- (1)設計検査に関する通知書の交付時における副本
- (2)中間現場検査に関する通知書の交付時における副本
- (3)竣工現場検査に関する通知書・適合証明書の交付時における副本
- 2 乙は、規程第4条に規定する適合証明業務を行う時間(以下、「業務時間」という。)内に電子申請に係る電磁的記録が到達した場合は速やかに、業務時間外に電子申請に係る電磁的記録が到達した場合は次の業務時間内に、それぞれ審査を行い、当該申請を引受けるものとする。

(秘密保持)

第9条 乙は、この契約に定める適合証明業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(損害賠償)

第10条 甲及び乙はこの契約に定める業務に関して発生した損害に係る賠償額を相手方に請求することができる。ただし、その損害賠償請求額の上限を申請手数料の10倍までとする。

(別途協議)

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解決につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に 則り協議の上、定めるものとする。

平成27年1月1日 改訂:令和6年4月1日